

申請から入所（園）までの流れ

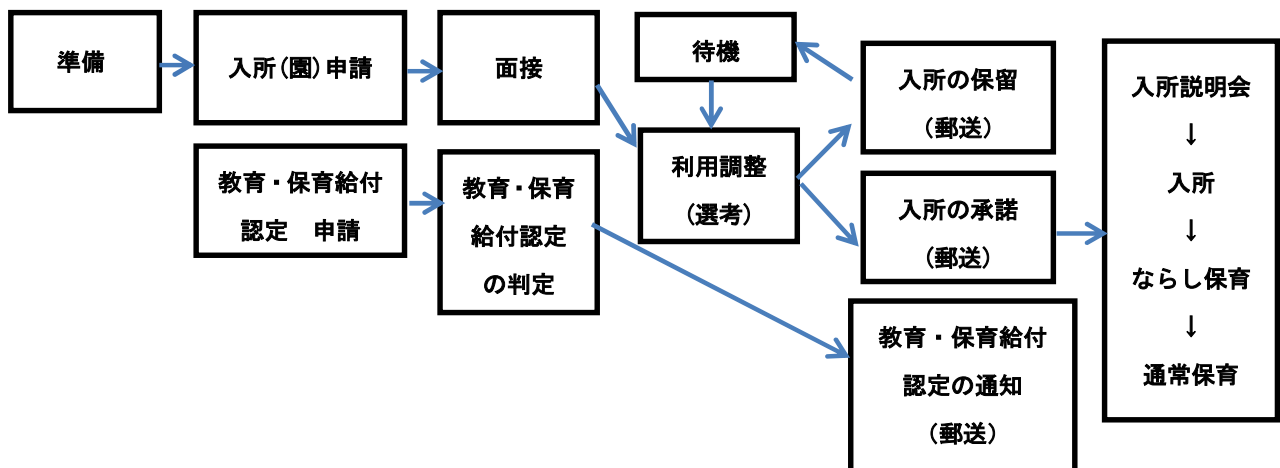
問い合わせ先：保育課 TEL048-736-1139

原則、入所希望月の前々月 11 日以降から前月 10 日までに申請をお願いします。
郵送での申請は、入所希望月の前月 3 日の消印有効

例：令和 6 年度

入所希望月：令和 6 年 7 月の場合

利用申請受付期間：令和 6 年 5 月 13 日（月）～令和 6 年 6 月 10 日（月）



障がい児保育

問い合わせ先：保育課 TEL048-736-1139

保護者の就労など、保育を必要とする状態にあって、かつ、心身に障がいがある児童が健常児とともに集団保育を受けることで、集団生活への適応及び児童相互の健全な成長や発達を促すことを目的に、集団保育が可能であり、通所（園）できる障がいがある児童の保育を実施しています。

延長保育

問い合わせ先：各保育施設（⇒P30～P32 参照）

保護者の多様な勤務形態に対応するため、保護者が安心して働けるよう、延長保育を実施しています。※保育施設により延長保育時間は異なります。